

令和2年7月9日

保護者各位

学校法人 菅生学園
理事長 島田幸成

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により
家計が急変されたご家庭へのご案内

「学 費」等 の延納について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の「東京アラート」解除後、感染者数が再び増加し、収束にはまだまだ時間がかかりそうです。

保護者の皆様におかれましては、感染予防にあらゆる手立てを尽くすとともに、家庭生活を初めとして、様々の工夫をされて毎日を過ごしていらっしゃるものと存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況の悪化等の影響を受け、家計状況が急変し、児童・生徒の修学継続に不安を感じている方もいらっしゃるのではないかと、推察しております。

この状況下においても、児童・生徒の修学の継続は確保していかなければなりません。そこで「学費」等、学納金の延納をご希望される方は、下記をお読みのうえ、事務室にお申し出ください。

記

1. 対象となる方

主たる生計を支えている保護者等の失職、倒産、破産等、新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入の大幅減少などがあったことにより、家計が急変し、「学費」等、学納金の納入が困難な状況になった方

2. 申請方法

添付の「学費等の延納願」と証明書等を添えて、事務室に提出してください。

3. 家計状況の急変を証する資料（写し）

(例) ・失 職：雇用保険受給資格者証 ・倒 産：登記事項証明書

・破 産：破産手続開始決定書

・新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入の大幅減少があった方等を支援対象として、国、地方公共団体もしくはその他の公的機関が実施する公的支援の受給証明書等、または、これに類するものと認められる証明書等。

※ 証明書等の提出が困難な場合、及び延納の終期がきても納入が困難な場合は、減免制度を用意していますので、個別にご相談ください。

<問い合わせ先>

高等学校事務室 042-559-2200

学びの城事務室 042-559-2411